

環境影響評価調査計画書審査意見書

「都市高速鉄道第 8 号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子
（公 印 省 略）

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 事業者

名 称：東京地下鉄株式会社

代表者：代表取締役社長 山村 明義

所在地：東京都台東区東上野三丁目 19 番 6 号

(2) 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：都市高速鉄道第 8 号線豊洲～住吉間建設事業

種 類：鉄道の建設

3 対象事業の位置

起点：江東区豊洲三丁目

終点：江東区住吉二丁目

第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見等を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

計画地周辺の道路交通騒音について、現況で昼間及び夜間の環境基準を超過している地点があることから、工事用車両の走行に伴う騒音について、特に夜間走行が想定される場合には、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【地盤、水循環 共通】

本計画路線は、過去に著しい地盤沈下が生じた地域を通過しており、掘削工事や構造物の設置に際しては地盤沈下と地下水位の変化について十分な調査が求められる。本計画書では地盤及び地下水の調査範囲は示されているものの、具体的な地点が示されていないことから、現地の状況を適切に把握できる複数箇所の調査地点を選定し現地調査を行い、工事の施行中及び完了後における地盤の変形の範囲及び程度並びに地下水位及び流況の変化について適切な予測・評価を行うこと。

【廃棄物】

本事業では、事業区間の約 5.2 km のうちの約 4.8 km がシールド工法及び開削工法を用いたトンネル区間であり、2 つの新駅の建設が予定されている。このため、大量の建設発生土等の発生が想定されることから、施工計画の工法や工程に加え、掘削対象とする地質等を十分に精査し、廃棄物等の性状ごとの発生量及び再資源化量について詳細に検討し、予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。